

太陽光発電を導入する場合には慎重に！

環境に対する意識の高まりや、家計の節約の観点から太陽光発電に対して興味・関心を持つ人は多いのではないのでしょうか。

一方で、初期投資費用が高額であり、発電量が使用条件によって変動するなど、導入に対して不安を持つ人も多いようです。

事例 1

車庫の屋根に太陽光発電を設置しないかと業者が訪問。説明を聞くだけで、契約する気はなかったが、「契約するなら今日しかない」などと強引に勧誘され、契約してしまった。解約希望。(60歳代 女性)

事例 2

息子が訪問販売事業者から、売電や補助金の話聞いて太陽光発電の契約をしてしまった。解約したいがどうしたらよいか。(60歳代 女性)

アドバイス

太陽光発電に関する相談には、売電収入に関する過剰な説明や、契約を急かせたり、お得感を強調するなど、勧誘方法に問題があるケースも見られます。

導入には、メリットとデメリットがあるので、必ず複数の見積もりを取り、納得できる事業者と契約をする。発電量や売電量、耐用年数などについては、事業者の説明を鵜呑みにしないで、自分でも情報を収集する。等の慎重な対応が必要です。

訪問販売により契約をした場合など、特定商取引法のクーリング・オフが適用される場合もありますので、ついつい、契約してしまったが、冷静に考えて解約したいと思ったときには、早めに消費生活センターに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

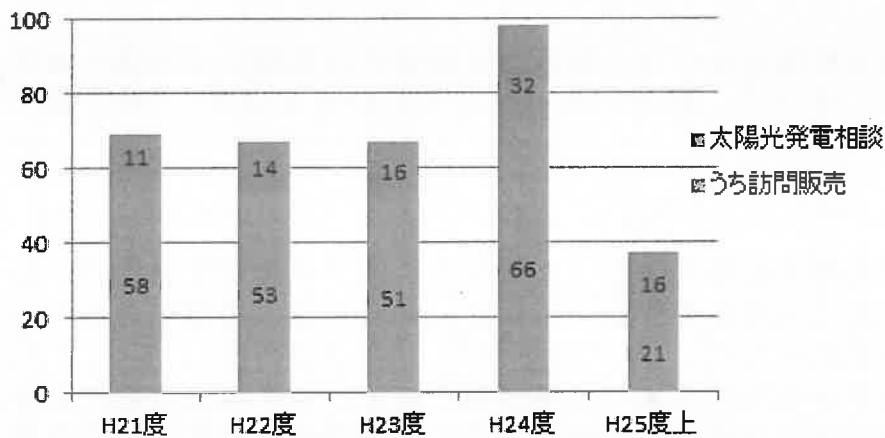
(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります

H26.4.24 岐阜新聞



太陽光発電システムに関する相談件数
(平成21年度～平成25年度上半期)